

日医発第 1148 号（介護）

令和 6 年 10 月 1 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における
生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

令和 6 年度介護報酬改定につきまして、生産性向上推進体制加算の取得については、厚生労働省から「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付け老高発 0315 第 4 号。同年 3 月 29 日一部改正。以下「生産性向上推進体制加算通知」という。）が示され、本会からも、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、生産性向上推進体制加算通知において別途通知することとされていた、生産性向上推進体制加算を算定する事業所における事業年度毎に 1 回の生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について、厚生労働省から通知が示されましたのでご連絡申し上げます。具体的な報告方法については下記の通りとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告方法について

生産性向上推進体制加算通知の記の 8 に基づく別紙 1 の報告は、原則として「電子申請・届出システム」（厚生労働省ホームページ）によりオンラインで提出することとされております。令和 6 年度の取組に関する実績データは令和 7 年 3 月 31 日までに提出をする必要があることとされていますのでご留意ください。

(申請先 URL) <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

2 その他

「電子申請・届出システム」の利用に当たっては、ログインのために G ビズ ID プライム及び G ビズ ID メンバー（以下「G ビズ ID」という。）の作成が必要となります。

G ビズ ID の作成に当たっては、「電子申請・届出システム（生産性向上推進体制加算実績報告システム）」のページ上に G ビズ ID の作成ボタンを設け、情報の記入等を行えば、G ビズ ID の取得が可能となるようにするとのことです。なお、申請に関するマニュアル等（※）は、デジタル庁のホームページに掲載されております。

（※） G ビズ ID はデジタル庁が運用する事業者向け共通認証システムであり、本 ID を取得すると、1 つの ID・パスワードで、複数の行政サービスへのログインが可能となるもの。法人として G ビズ ID プライムを取得後、従業員の方向けのアカウントとして G ビズ ID メンバーを作成する必要があるもの。

- ・ G ビズ ID オンライン申請クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_online.pdf

- ・ G ビズ ID 書類申請クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_sendbypost.pdf

- ・ G ビズ ID メンバー編クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

以上

（添付資料）

○介護保険最新情報 vol. 1315（令和6年9月30日）

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

（令和6年9月27日 老高発 0927 第2号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における
生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省
への報告について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1315

令和6年9月30日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 3875）
FAX : 03-3595-3670

老高発0927第2号
令和6年9月27日

各都道府県・各市区町村
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上
の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

生産性向上推進体制加算の取得については、「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日付け老高発0315第4号。同年3月29日一部改正。以下「生産性向上推進体制加算通知」という。）により示しているところである。

生産性向上推進体制加算通知において別途通知することとしていた、生産性向上推進体制加算を算定する事業所における事業年度毎に1回の生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告については、以下のとおりであるので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

- 1 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告方法について
生産性向上推進体制加算通知の記の8に基づく別紙1の報告は、原則として「電子申請・届出システム」（厚生労働省ホームページ）によりオンラインで提出すること。令和6年度の取組に関する実績データは令和7年3月31日までに提出をする必要があることに留意すること。

（申請先URL）<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

2 その他

「電子申請・届出システム」の利用に当たっては、ログインのためにG Biz ID プライム及びG Biz ID メンバー（以下「G Biz ID」という。）の作成が必要となることに留意すること。

G Biz ID の作成に当たっては、「電子申請・届出システム（生産性向上推進体制加算実績報告システム）」のページ上にG Biz ID の作成ボタンを設け、情報の記入等を行えば、G Biz ID の取得が可能となるようにしている。なお、申請に関するマニュアル等（※）は、デジタル庁のホームページに掲載されている。

（※） G Biz ID はデジタル庁が運用する事業者向け共通認証システムであり、本 ID を取得すると、1 つの ID ・パスワードで、複数の行政サービスへのログインが可能となるもの。法人としてG Biz ID プライムを取得後、従業員の方向けのアカウントとしてG Biz ID メンバーを作成する必要があるもの。

- ・ G Biz ID オンライン申請クイックマニュアル
[QuickManual_Prime_online.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](#)
- ・ G Biz ID 書類申請クイックマニュアル
[QuickManual_Prime_sendbypost.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](#)
- ・ G Biz ID メンバー編クイックマニュアル
[QuickManual_Member.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](#)